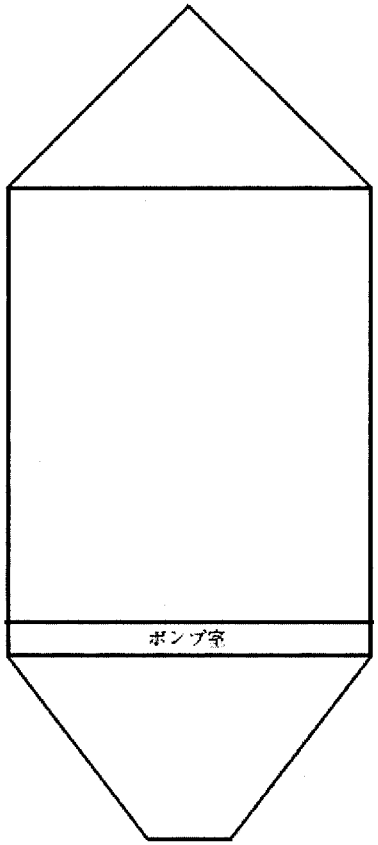
船名.....

船舶番号又は信号符字.....

貨物タンク及びスロップタンクの平面図
（船内で記載すること。）



タンクの識別番号	容　量

（各タンクの容量を立方メートルで表示すること。）

序

以下は、1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書によつて修正された1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約（ＭＡＲＰＯＬ73／78）附属書Ⅱ第15規則２の規定に基づき各タンクごとに貨物記録簿に記載される貨物及びバラストに係る作業の項目の包括的なリストを示している。これらの項目は、アルファベット符号で示す作業事項に分類されている。

貨物記録簿に記載するに際しては、日付、作業のアルファベット符号及び項目番号を該当する欄に記入し、要求される詳細事項を時系列に空欄に記録する。

完了した作業については、担当職員及び必要な場合には船舶が貨物を取り卸した国の権限のある当局が権限を与えられた検査員が日付を付して署名する。記載が完了したページには、船長が署名する。

記録すべき項目のリスト

記載は、すべての種類の物質に関係する作業のために要求される。

(A)　貨物の積込み

1　積込みの場所

2　タンクの識別記号並びに物質の名称及び分類

(B)　船内における貨物の移替え

3　移し替えた貨物の名称び分類

4　タンクの識別記号

.1　から

.2　へ

5　4.1のタンクは空になつたか。

6　空になつていない場合には、タンクに残る量

(C)　貨物の取卸し

7　取卸しの場所

8　貨物を取り卸したタンクの識別記号

9　タンクは、空になつたか。

.1　空になつた場合には、空にした方法及びストリッピングを行つた方法が船舶の方法及び設備の手引書に従つて行われたかを確認する。(例えば、横傾斜、トリム及びストリッピング温度。)

.2　空になつていない場合には、タンクに残る量

10　船舶の方法及び設備の手引書において、予備洗浄を行い、洗浄水を受入施設に排出することが要求されているか。

11　吸排装置又はストリッピング装置の故障

.1　装置が故障した時刻及び故障の状態

.2　故障の原因

.3　装置が稼働可能になつた時刻

(D)　船舶の方法及び設備の手引書による強制予備洗浄

12　タンクの識別記号並びに物質の名称及び分類

13　洗浄方式

.1　１タンク当たりの洗浄機の数

.2　洗浄に要した時間又は洗浄サイクル

.3　温水洗浄又は冷水洗浄

14　予備洗浄により生じたスロップは、

.1　貨物取卸し港の受入施設に排出した。(港名を表示すること。)(注)

.2　その他の受入施設に排出した。(港名を表示すること。)(注)